

平成 24 年度 当初予算編成方針

“豊かさ”をみんなで育む
市民力都市・三豊



三豊市政策部

一 目 次 一

☆ 平成 24 年度三豊市予算編成方針	1
○ 重点事項 及び 基本方針	2

平成 24 年度 三豊市予算編成方針

今日の地方財政は、地方分権時代に対応した、地域における行政を自主的かつ自立的に広く担うことが求められており、地域福祉施策の充実、資源循環型社会の構築、安全で安心して暮らせる環境の創出などの重要政策課題にかかる財政需要がますます増大しています。しかしながら地方財政は、経済の疲弊が深刻化しており、税収が落ち込むなど、極めて厳しい状況にあります。

さらに東日本大震災により、かつて経験したことがない国難に直面している中、国の税収見通しを正確に行うことは極めて難しく、地方交付税や国庫補助金等への大きな影響が懸念されるという、深刻な事態になっております。

このように、過去に例のない行財政環境のもと、将来にわたり持続可能な健全財政を目指し、中期財政フレームに基づき、今後本格化する国の予算編成の動向や、地方財政対策等を慎重に見極めながら、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな効果の高い政策需要に重点配分する財源を確保するとともに、創造性・自立性を高め、積極的な施策の展開を図ることが求められています。

このような状況の中、本市の財政事情は、市税等の自主財源が乏しい中ではありますが、行政改革大綱に基づく歳出削減や、合併に伴う普通交付税の算定特例などにより、財政調整基金を始め、特定目的基金も残高が増加し、また各財政指標も改善するなど、一定の体力はついたものと確信しています。

しかし、これはあくまでも一時的なもので、来年度以降に予定している大型事業の実施に伴う財政負担や、普通交付税算定特例の終了による大幅な歳入減を考慮すれば、本市の将来のあるべき姿を想定して予算編成を行わなければなりません。

平成 24 年度の予算編成につきましては、昨年度に引き続き「三豊市新総合計画」で示されたまちの将来像「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」を目指し、三豊市自らの意思と知恵で、地域を作り守り育てる「自主・自立」したまちづくりを進めるための予算編成を行うこととします。

最後に、将来の三豊市の発展のため、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、全職員が創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう、あらゆる英知を結集して、予算づくりに取り組むことをお願いします。

市長 横山 忠 始

重点事項

予算編成に当たり、新たなまちづくりの着実な推進を図るため、特に必要と認められる事業については、重点施策として財源の重点配分を行うものとする。

重点施策は、次に掲げる基本目標に対応するもののうち、第四期実施計画における各部の運営方針で示されたものとし、その使用可能一般財源総額については、別途通知する。

【基本目標】

- ① 活気にあふれ、産業が躍動するまちづくり
- ② 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまちづくり
- ③ 人々が助け合う、安全・安心なまちづくり
- ④ 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ⑤ 豊かな心を育み、文化を発信するまちづくり
- ⑥ ともに考え行動する、自らが創るまちづくり

基本方針

- 1 平成 24 年度予算編成については、「三豊市新総合計画」で示された、三豊市が自治体として目指すまちづくりの施策の大綱に沿った編成を行う。また、新総合計画第四期実施計画（平成 24 年度～平成 26 年度）に沿った予算編成とする。
- 2 予算規模については、新総合計画第四期実施計画で示された額を基本数値とし、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を絶対的条件として積極的かつ効果的な予算編成を行う。
- 3 歳入に見合う財政構造への転換と長期的に持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努める。
- 4 行政評価の導入に伴い、事務事業評価を反映し、事務事業の拡大・縮小・廃止等事務事業の見直しを行うこと。
- 5 枠配分について
平成 23 年度当初予算一般財源の概ね 97%相当額を各課等（以下「各部門」という。）に枠配分する。
その枠内予算額で各部門が自主的、主体的に事務の効率化、事務経費の見直しに努め、徹底した経費の削減に取り組むこと。また、事務費など庁費については、枠配分に関わらず、削減に努めること。

6 歳入

- ① 予算要求書の作成に当たっては、積算を正確にし、過大見積もりを避け適正な財源を計上すること。
- ② 市税については、経済情勢の推移、税制の改正などを十分勘案するとともに、的確な判断により、確実な見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の把握もれのないよう留意すること。
- ③ 分担金及び負担金については、徴収基準に基づく、適正な負担の確保を図ること。
- ④ 使用料及び手数料については、事業に要する経費を賄うに足りる額となるよう、値上げを含め見直しを行い、料金収入の確保を図ること。
- ⑤ 国及び県支出金については、行財政制度の動向や東日本大震災の影響等を把握し、的確に見積もること。また、計上に当たっては、超過負担とならないよう特に留意すること。
- ⑥ 財産収入については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、周到な処分計画を立てること。
- ⑦ 市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに適債事業を選択すること。

7 歳出

- ① 予算要求書の作成に当たっては、積算を正確にし、過大見積もりを避けること。また、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- ② 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度に基づき積算すること。特に臨時職員賃金は年間必要経費を計上し、増額補正のないようにすること。
なお、臨時職員の雇用については、人事課及び教育総務課のヒアリングにおいて必要であると認められたもののみ、予算を計上すること。
- ③ 扶助費のうち市単独事業については、政策的要素もあるが、3%削減を目標とし、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等、事業の見直しを図ること。
- ④ 投資・政策的経費については、「三豊市新総合計画」第四期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- ⑤ 新規の市単独事業は原則3年間を期限とし、事業効果を十分検証すること。
- ⑥ 新たに公共施設（三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程第2条参照）の整備経費を要求する場合は、あらかじめ公共施設整備検討委員会において施設整備の了承を受けておくこと。

8 特別会計

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

9 企業会計

企業会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。

10 補助金等適正化法第22条の運用改正を受け、現有施設の利用状況と運営方法の検討を行い、民間委託や転用、譲渡を含めて効率的なあり方を積極的に見直すこと。

11 平成24年度補正予算については、補助事業及び突発的災害等（市長が認めたもの）とし、その他は、予算の組替による予算措置とする。